

岐阜県公報

号外(六) 令和五年四月一日

目次

規則

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(畜産振興課)

ハ
一

規則

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十三号

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則(令和四年岐阜県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第五条ただし書」を「第六条ただし書若しくは第七条ただし書」に改める。

第十条中「別記第九号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とする。

第八条中「別記第八号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条を第九条とする。

第七条を第八条とする。

第六条中「又は省令」を「省令」に、「第五条ただし書」を「第六条ただし書若しくは第七条ただし書」に改め、「この認定」の下に「又は条例第八条ただし書の規定による交通上及び安全上支障がないことの認定」を加え、「別記第七号様式」を「別記第十号様式」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項第三号中「別記第四号様式」を「別記第七号様式」に改め、同項第四号中「避難口」の下に「(同号ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)」を加え、同

条第二項中「別記第五号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条第三項の表畜舎等（特別畜舎等を除く。）の場合の項中「特別畜舎等」の下に「及び発酵槽等」を加え、「別記第六号様式」を「別記第九号様式」に改め、同表畜舎等（特別畜舎等を除く。）の敷地が、災害危険区域内にある場合の項中「特別畜舎等」の下に「及び発酵槽等」を加え、「第三条」を「第四条」に改め、同表畜舎等（特別畜舎等を除く。）の敷地が、高さ二メートルを超える崖の上若しくは下又は崖面にある場合の項中「特別畜舎等」の下に「及び発酵槽等」を加え、「第四条」を「第五条」に改め、同表畜舎等（特別畜舎等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その床面積の合計が二百平方メートルを超える場合において、その敷地が道路に六メートル以上接するときの項中「特別畜舎等」の下に「及び発酵槽等」を加え、同表に次のように加える。

<p>自動車車庫の用途に供する畜舎等（特別畜舎等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超える場合において、その敷地が道路に四メートル以上接するとき</p>	<p>敷地と道路の配置を示した図書</p>	<p>自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地が道路に四メートル以上接すること</p>
<p>自動車車庫（二輪車車庫を除く。）以下の部において同じ。）の用途に供する畜舎等（特別畜舎等を除く。）の敷地が都市計画区域又は準都市計画区域内にあり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるとき</p>	<p>敷地における自動車の出入口と道路の配置を示した図書</p>	<p>条例第八条の規定に適合すること 条例第九条の規定に適合すること</p>

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。
（交通上及び安全上支障がないことの認定の申請）

第五条 条例第八条ただし書の規定による交通上及び安全上支障がないことの認定を受

けようとする者は、別記第四号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ通行の安全が確保されることを示した図書その他知事が必要と認める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の認定をしたときは、別記第五号様式による認定通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、第一項の認定をしないときは、別記第六号様式による不認定通知書に、同項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、同項の認定の申請をした者に通知するものとする。

別記第一号様式中「第5条ただし書」を「第6条ただし書・第7条ただし書」に、「飼糞施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎」を

「飼糞施設 飼糞施設に付随する搾乳施設 飼糞施設に付随する集乳施設 飼糞施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 飼糞施設に付随する畜産業用倉庫 飼糞施設に付随する畜産業用車庫 堆肥舎」に改め

る。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「第5条ただし書」を「第6条ただし書・第7条ただし書」に改め、

別記第七号様式中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第十二号様式に改め、

別記第八号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第十一号様式に改め、

別記第十二号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、

「条例第五条ただし書の規定による認定」を「条例第六条ただし書の規定による認定

<p>飼養施設に付随する搾乳施設 飼養施設に付随する集乳施設 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 飼養施設に付随する畜産業用倉庫 飼養施設に付随する畜産業用車庫 堆肥舎 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 堆肥舎に付随する畜産業用車庫 発酵槽等を制御するための施設 「発酵槽等」及び「B構造畜舎等」 「U₁」 「U₂」</p>	<p>「の敷地内」及び「発酵槽等を除く。）の敷地内」 「U₁」 「U₂」 「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等の建設率及び高さ等に関する基準）」 「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建設率及び高さ等に関する基準）」 「発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準 省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」</p>
<p>飼養施設に付随する搾乳施設 飼養施設に付随する集乳施設 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 飼養施設に付随する畜産業用倉庫 飼養施設に付随する畜産業用車庫 堆肥舎 堆肥舎 発酵槽等 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 堆肥舎に付随する畜産業用車庫 発酵槽等を制御するための施設 「発酵槽等」及び「B構造畜舎等」 「U₁」 「U₂」</p>	<p>「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等の建設率及び高さ等に関する基準）」 「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建設率及び高さ等に関する基準）」 「発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準 省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」</p>
<p>飼養施設に付随する搾乳施設 飼養施設に付随する集乳施設 飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設 飼養施設に付随する畜産業用倉庫 飼養施設に付随する畜産業用車庫 堆肥舎 堆肥舎 発酵槽等 堆肥舎に付随する畜産業用倉庫 堆肥舎に付随する畜産業用車庫 発酵槽等を制御するための施設 「発酵槽等」及び「B構造畜舎等」 「U₁」 「U₂」</p>	<p>「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等の建設率及び高さ等に関する基準）」 「省令第44条 第60条関係（都市計画区域等における畜舎等（発酵槽等を除く。）の建設率及び高さ等に関する基準）」 「発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準 省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」 「省令第60条の2 第60条の3 関係（発酵槽等の敷地、構造及び建築設備に関する基準）」</p>

第4号様式 (第5条関係)

交通上及び安全上支障がないことの認定の申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

(依頼者)

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

(代理人)

住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 申請者の連絡先

2 設計者の概要

- (1) 資格： () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名：
- (3) 建築士事務所名： () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地：
- (5) 連絡先：

3 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区：
- (3) 道路
 - ①幅員：
 - ②敷地と接している部分の長さ：
- (4) 工事施工地に接続する周囲の状況
 - 公園 河川敷 その他 ()

工事施工地の周囲の状況が分かる地図を添付すること。

(5) 敷地面積

①敷地面積：

②畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第45条第1項に規定する畜舎等の建蔽率：

③敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値：

(6) 畜舎等の種類

飼養施設(の室)

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎(の室)

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

(7) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(8) 建築面積

①建築面積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

②建 蔽 率：

(9) 床 面 積：(申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(10) 申請に係る畜舎等の数：

(11) 工事着手予定年月日：

(12) 工事完了予定年月日：

(13) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号：

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造： 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ： m

(5) 備考

第5号様式 (第5条関係)

交通上及び安全上支障がないことの認定通知書

認 定 番 号 第 号

認 定 年 月 日 年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上及び安全上支障がないことの認定については、岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定をしましたので通知します。

記

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：
- 2 認定に係る畜舎等の種類：

第6号様式 (第5条関係)

交通上及び安全上支障がないことの不認定通知書

年 月 日

様

岐阜県知事

年 月 日付けで申請のあった交通上及び安全上支障がないことの認定については、下記の理由により岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例第8条ただし書の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

[教示]

- 1 この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は、岐阜県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴訟は、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の規定にかかわらず、旧用紙に所要の調整をしたものによることができる。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社